

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県消防・医療連携協議会規則
岐阜県メデイカルコントロール協議会規則

(消 防 課) 二
(同) 一

規 則

岐阜県消防・医療連携協議会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県消防・医療連携協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。)第三十五条の八第一項の規定に基づき設置された岐阜県消防・医療連携協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十人以上二十五人以内で組織する。

2 委員は、法第三十五条の八第二項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平 成 二 十 五 年 四 月 一 日

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、法第三十五条の八第二項各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

3 委員は、部会の委員を兼ねることができる。

4 部会に部会長を置き、当該部会の委員のうちから互選する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会の委員からあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、消防課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会及び部会の組織及び運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県メディカルコントロール協議会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県メディカルコントロール協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県メディカルコントロール協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次の事項を調査審議する。

- 一 県内のメディカルコントロールを担当する救急医療機関の選定に関する事。
- 二 地域メディカルコントロール協議会の担当範囲の区域割りの調整及び決定に関する事。
- 三 地域メディカルコントロール協議会における決定事項等に関する調整及び助言に関する事。

四 救急隊員に対する教育等に関する事。

五 救急業務に必要な各種プロトコル(事前に定められた各種手順をいう。)に関する事。

六 救急活動に対する医学的観点からの事後検証に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか、プレホスピタル・ケア(病院前救護体制をいう。)の向上に関する事。

(組織)

第三条 協議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- 二 消防機関の職員
- 三 医療機関の管理者又はその指定する医師
- 四 県の職員
- 五 学識経験者その他の県が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 協議会に会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(部会)

第七条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、第三条第二項各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

3 委員は、部会の委員を兼ねることができる。

4 部会に部会長を置き、当該部会の委員の中から互選する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会の委員からあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、消防課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社